2022 年５月 19 日　決定
2026 年 11 月 19 日　改訂

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議

１．マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の意義

経済活動及び金融サービスのグローバル化や、暗号資産をはじめとする金融分野の新技術の普及等を背景に、資金の流れは多様化し、国境を越えた取引が一層容易になっている。さらに、生成 AI 技術等の悪用による詐欺の巧妙化が進展するなど、国境を越えた組織犯罪も深刻化している。こうした情勢の下、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化している。

こうした資金の流れを放置すると、不正な資金が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に利用され、組織犯罪及びテロリズムを助長するとともに、健全な経済活動に重大な悪影響を与えるおそれがある。また、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等に関与するとして資産凍結等措置の対象となっている者に、資金又は金融サービスを提供する行為（以下「拡散金融」）を通じて大量破壊兵器の拡散活動を助長することは、日本や国際社会にとって大きな脅威につながる。

不正な資金の移転は、脆弱な規制や不十分な対策の隙をついて国境を越えて行われる。このため、金融活動作業部会（FATF）の多国間枠組みを通じて、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融への対策（以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」）に関する国際基準の策定・履行が国際的に協調して進められ、世界全体での対策の実効性向上が図られている。

日本は世界有数の経済規模と高度に発達した金融セクターを有しており、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策は、国際金融システムの健全性の確保のみならず、日本の安全・安心及び経済活動の健全な発展にも直結する。

また、近年は日本でも詐欺被害をはじめとする金融犯罪の被害が深刻化しており、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン等対策」）の重要性が一層高まっている。日本では、「『世界一安全な日本』創造戦略 2022」（2022 年）や「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年）、「詐欺及びストー

カー被害拡大防止のための緊急対策」（2026 年）等の閣僚級による政府方針を踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進している。

特に、詐欺被害の防止及び犯人の検挙に加え、犯罪収益の流れを早期に把握・遮断し、その移転を阻止するとともに、犯罪収益を剝奪し被害回復につなげるマネー・ローンダリング対策を政府一体となって推進することは、国民の安全・安心の確保及び健全な経済活動の発展の観点から極めて重要である。また、テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、国際社会と連携して実効的な対策を講じていくことが重要である。

以上のとおり、日本において、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を強化することは、国際金融システムの健全性の確保、国民の安全・安心の維持及び経済活動の健全な発展並びに国際平和に寄与するものである。

２．基本方針の策定及び改訂

2021 年８月に公表された FATF 第４次対日相互審査の結果を踏まえ、政府は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する国の政策及び活動の企画・立案・総合的な推進並びに関係行政機関の緊密な連携の確保を目的として、警察庁及び財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」（以下「政策会議」）を設置した。

政策会議は、政府横断的な調整・推進の枠組みとして、国のリスク評価で特定されたリスクを踏まえ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」）を決定するとともに、リスクの高い分野に優先的に対応するための具体的な施策を定めた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（以下「行動計画」）を策定・公表している。さらに、行動計画等の実施状況及びその実効性並びに日本を取り巻くリスク環境の変化を継続的に検証し、その結果を基本方針及び行動計画の見直しに反映することで、対策の実効性向上を図っている。

これまで基本方針及び行動計画の下、関係省庁が連携して対策を着実に実行し、FATF 第４次対日相互審査報告書で指摘された法令等整備状況の不備改善に取り組んだ結果、３度のフォローアップ審査を経て、全ての勧告で「概ね適合（LC：Largely Compliant）」以上の評価を得た。

今般、国のリスク評価で特定されたリスク及びマネロン等を巡る情勢の変化を踏まえたうえで、日本のマネロン等対策を FATF 基準の勧告改訂とも整合さ

せ[1]、その実効性を高める観点から、2022 年５月に決定した基本方針を改訂する。

３．日本を取り巻くマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク

日本では、国家公安委員会が「犯罪収益移転危険度調査書」を毎年、作成・公表している。また、政策会議が「拡散金融リスク評価書」を定期的に作成・公表している。これらの評価を踏まえた国内外の情勢及び取引形態、国・地域、顧客属性、商品・サービスごとの危険度の詳細は、基本方針の一部である別紙に記載している。これらのリスク評価に基づき、日本のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に係るリスクを以下のとおり評価している。

（１） マネー・ローンダリングリスク

マネー・ローンダリングに関しては、様々な側面から脅威・脆弱性を分析している（詳細は別紙）。主な脅威としては、匿名・流動型犯罪グループ等による、特に詐欺・窃盗を前提犯罪とする犯罪収益の獲得及び移転が挙げられる。これらの犯罪収益は、架空・他人名義口座の悪用、非対面取引、暗号資産及びクロスボーダーの資金移転等を通じて移転・隠蔽されている。主な脆弱性としては、非対面取引、外国との取引、暗号資産取引及び実体のない又は実態の不透明な法人の利用等が挙げられる。

これらの脅威及び脆弱性を踏まえ、日本のマネー・ローンダリングリスクは相当程度あるものと認められる。

（２）テロ資金供与リスク

国連安保理決議（第 1267 号及びその後継の決議並びに第 1373 号）及び閣議了解を受けた資産凍結等の措置の対象に含まれる日本人や日本に居住している者は把握されておらず、また、現在までのところ、日本国内において、国際連合安全保障理事会が指定するテロリストによるテロ行為は確認されていない。

他方、FATF は、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与リスクが低いと直ちに結論づけることはできず、国内で資金が収集され、外国に送金される可能性を排除すべきではないと指摘している。日本に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性に関する国際的な指摘等を踏まえると、特定事業者が提供する商品・サービス（暗号資産の移転

[1] FATF は、国境を越えた詐欺や専門的な資金洗浄ネットワークの悪用、暗号資産等の新技術の普及等を背景に、クロスボーダー送金の透明性向上、法人・信託の悪用防止、財産回復の強化、官民の情報共有の強化等に係る基準の改訂・検討を進めている。

を含む。）が、事業者の監視を免れて悪用されるなどの可能性が挙げられる。日本において非営利団体がテロ資金供与に悪用された事例は確認されていない。

これらを踏まえると、他国と比較して日本のテロ資金供与リスクは限定的といえる。

（３）拡散金融リスク

日本における主な脅威としては、第三国を経由した迂回貿易・送金、サイバー攻撃やIT労働者等を通じた資金獲得、デュアルユース品や無形技術の移転など、カネ、モノ及び技術の流出に関与する主体並びに制裁対象者を含む日本等に所在する不透明な企業を利用する主体が挙げられる。主な脆弱性としては、北朝鮮との地理的近接性、多数のクロスボーダー取引及び貿易決済が行われる国際的に開かれた金融システム、高い技術を有する企業の集積及び開かれた経済体制といった特性が挙げられる。

これらを踏まえると、日本の拡散金融リスクは一定程度存在しており、特に暗号資産取引、非対面取引、海外送金並びにデュアルユース品の輸出及び技術移転に係る取引を高リスクと評価している。

４．対策を推進する際の４つの柱

上記３．のリスク評価を踏まえ、日本はマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策を以下の４つの柱に基づき推進する。

（１） リスクベース・アプローチの徹底

日本は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を取り巻くリスクの変化を継続的に分析・把握し、その結果を政策立案、監督及び法執行に反映するとともに、リスクの高い分野に重点的に資源を配分し、優先的に対応することで、リスクベース・アプローチの実効性をさらに向上させていく。また、金融機関、暗号資産交換業者、特定非金融業者及び職業専門家（DNFBPs[2]）によるリスクベース・アプローチの実践を促進する。

リスクベース・アプローチの実施に当たっては、リスクの程度に応じた比例的な措置及び適切な簡素化措置を活用することにより、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実効性を確保しつつ、金融包摂を阻害することのないよう留意する。また、拡散金融についても、FATF勧告を踏まえたリスク評価等を通じて、国連安保理決議等に基づく制裁措置の違反、不履行又は潜脱のリスクを

[2] Designated Non-Financial Businesses and Professions

分析・把握し、その低減措置の実効性向上を図る。

（２）新たな技術への速やかな対応

金融サービスや事業者の態様の変化、暗号資産・AI 等の新技術の普及に伴い、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を巡るリスクが変化・複雑化している。こうした変化に伴うリスクを適時的確に把握・分析するとともに、その結果を政策対応に反映していく。

また、FATF をはじめとする国際的な議論に積極的に参画しつつ、新たなリスクや手法に関する知見の集積を図る。

さらに、AI 等の技術の適切な活用を通じて、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性及び効率性の向上を図る。

（３） 国際的な協調・連携の強化

国境を越えた組織犯罪やマネー・ローンダリング・ネットワークへの対応は、一国のみでは限界があり、国際機関や諸外国との連携強化は必要不可欠である。諸外国の関係機関との連携や、国際刑事警察機構（ICPO）や国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を推進するとともに、国際捜査共助及び逃亡犯罪人引渡しも活用しながら、国境を越えた犯罪の解明・訴追に取り組んでいく。

また、G7 をはじめとする国際社会との協調、FATF や FATF 型地域体への貢献を通じて、国際基準の策定・実施及び世界的なマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の底上げを推進する。さらに、国際協力を通じて得られた知見及び情報を国内のリスク評価、政策立案及び関係機関や事業者への情報還元に活用するとともに、各国捜査機関に対する能力構築支援を継続して実施する。

（４）政府間連携、官民連携及び民民連携の強化

上記（１）から（３）までの取組を実効的に推進するためには、関係省庁、金融機関、DNFBPs その他関係者が、リスク評価、政策立案及び対策の実施に関する共通認識を形成し、連携を強化することが重要である。

このため、政策会議及びその傘下にある分科会等を活用し、関係省庁が一体となって対策を推進するとともに、リスク環境の変化及び各種施策の進捗状況を継続的に把握・検証し、その結果を政策に反映していく。また、政府は、金融機関、暗号資産交換業者、DNFBPs その他の民間事業者との官民連携を強化し、脅威情報及びリスク情報の共有、アウトリーチ活動並びに継続的な対話を通じて

共通認識の形成を図る。あわせて、民間事業者間の情報共有等の民民連携についても後押しすることにより、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性向上を図る。

５．　実効性向上に向けた 10 の対策

上記３．のリスク評価及び上記４．の４つの柱を踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性向上に向け、以下の 10 の対策を推進する。

（１）リスク分析の更なる深化

日本は、「犯罪収益移転危険度調査書」及び「拡散金融リスク評価書」をはじめとする国のリスク評価を実施している。政策会議及びその傘下の分科会では、関係省庁が連携し、各政府機関が有する犯罪情勢、金融犯罪の手口等に関する情報や有識者の知見を活用したリスク評価を行っている。政策会議等における議論は、次回の評価書の作成に反映されるほか、政府の政策立案及び民間事業者による対策の実効性向上に活用されている。

リスク評価の更なる深化に向け、関係省庁、業界団体及び民間事業者との連携を強化し、疑わしい取引に関する情報や国内外のマネー・ローンダリング・テロ資金供与事犯、拡散金融及び制裁回避スキーム等に関する情報を幅広く収集・分析するとともに国際協力を通じて得られる情報の活用もさらに進める。

また、その分析結果を民間事業者にも還元するとともに、民間事業者からのフィードバックを受け、政策立案及びリスクベース・アプローチに基づく対策の改善に活用する。政策会議は、これらの取組の実効性を継続的に検証し、その結果を次回以降のリスク評価及び政策立案に反映する。

（２）金融犯罪・詐欺等の前提犯罪の取締り強化に向けた体制・連携強化

匿名・流動型犯罪グループや暴力団が絡む犯罪収益の移転対策の必要性を踏まえ、日本は、法制度及び執行体制の双方を強化している。2026 年の犯罪収益移転防止法の改正に加え、警察当局において、暗号資産の追跡等を行う専従体制を含む部門横断的な対策を推進する体制が強化された。これらの体制の下、関係省庁や民間事業者からの金融情報を活用したマネー・ローンダリング等捜査を推進するとともに、犯罪収益の追跡及び資金の流れの解明を進め、犯罪収益の剝奪及び犯罪組織の弱体化に向けた取組を推進する。

また、東南アジアに存在する詐欺拠点を含む海外に拠点を置く犯罪グループによる詐欺やマネー・ローンダリングへの対応として、関係国の捜査機関との連携等を通じた国際捜査協力を強化し、犯罪組織の実態解明及び取締りを推進す

る。
　同様に、国際犯罪組織等によるマネー・ローンダリング事犯の傾向を踏まえ、外国との取引に着目した対策を推進するとともに、薬物取引や密輸への対応については、国内外の関係機関との連携を強化し、その実効性の向上を図る。

（３）テロ資金供与対策の強化
　関係省庁及び情報・捜査機関による情報収集・分析体制に加え、インテリジェンス関係省庁との連携を通じて、テロ資金供与に係るリスクの把握・分析を一層強化する。また、法執行機関と関係機関との緊密な連携の下、実効的な捜査及び対策を推進していく。
　また、NPO がテロ資金供与に悪用されるリスクに留意し、所管省庁において、NPO との継続的な情報共有及び対話を通じて活動実態の把握に努め、その結果をリスク評価に反映する。また、リスクベース・アプローチに基づき、正当な活動を不当に阻害しないよう留意しつつ、NPO と連携したアウトリーチ活動を進める。

（４）経済制裁の実効性強化
　テロ資金供与及び拡散金融を防止・抑止するためには、国連安保理決議に基づく対象を特定した資産凍結措置を遅滞なく実施し、その実効性を確保することが重要である。このため、関係省庁では、国連安保理制裁委員会による指定後、24 時間以内にその規制を発動させる体制を確保するとともに、国連安保理決議第 1373 号等に基づくテロリスト等の指定について、関係省庁において協議・決定等を行う体制を確立している。
　また、資産凍結措置の実効性を確保するため、措置の履行状況を継続的に把握するとともに、リスクに応じた監督を行い、措置の不履行又は潜脱に対して適切に対応する。金融機関、暗号資産交換業者及び DNFBPs に対しては、指定に関する情報や制裁回避・潜脱の手口に関する情報を提供し、それぞれのリスクに応じた低減措置を促す。
　さらに、北朝鮮による暗号資産の窃取、IT 労働者を通じた外貨獲得、ペーパーカンパニーやフロントカンパニーといった仲介業者の利用、法人の実質的支配者情報の隠蔽などの複雑な拡散金融と制裁回避のスキームに関する情報収集に努めるとともに、政策会議等を通じて関係省庁間での連携を強化し、必要に応じて情報・知見の共有や交流等を行うほか、官民で拡散金融に係る対応のための情報共有が促進されるよう官民相互の連携を強化する。

（５）金融機関等の監督の強化、及び当該事業者による未然防止措置の強化

政府は、金融機関、暗号資産交換業者、その他の特定事業者に対し、法令等の遵守及びリスクベース・アプローチの高度化を求めるとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融リスクに応じた実効的かつ比例的なリスク低減措置の実施を促進する。また、デジタル化や新たな金融技術の進展を踏まえ、暗号資産等に係るリスクへの対応及びクロスボーダー送金の透明性向上等の FATF 勧告改訂への対応を進めていく。

所管行政庁においては、国際基準及び国内外のリスク動向を踏まえ、リスクに応じた検査・監督を通じて、事業者による対策の実効性向上を図る。また、官民及び関係省庁間の情報共有・連携を強化するとともに、民民連携を後押しする。さらに、監督や対話を通じて事業者によるリスク管理態勢の高度化を促し、リスク環境の変化に応じた制度・監督上の対応を進める。

（６）DNFBPs の監督の強化及び事業者による未然防止措置の高度化

政府は、DNFBPs に対し、業態ごとのリスク特性を踏まえたリスクベース・アプローチの実践を求めるとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融リスクに応じた実効的かつ比例的なリスク低減措置及び適切な継続的顧客管理の実施を促進する。

所管行政庁においては、各業態における商品・サービス及び取引の実態並びに国内外のリスク動向を踏まえ、DNFBPs に求められる対策の明確化を図るとともに、リスクベースによるモニタリング及び監督の実効性を向上させる。また、業界団体等と連携しながら、事業者への周知・支援及び疑わしい取引の届出の質及び量の向上並びにリスクに関する理解の促進を図る。

（７）法人及び信託の透明性向上

政府は、法人及び信託の悪用リスクを継続的に分析・評価するとともに、その結果を踏まえ、法人及び信託の悪用防止に向けた制度の整備を進める。また、法人等の実質的支配者情報を収集・管理する仕組みを整備し、上場企業等を除く全ての法人等に実質的支配者情報の把握・届出を求めるとともに、権限ある当局が実質的支配者に係る情報を適時に閲覧し、活用できる環境を確保する。

信託についても、受託者に求められる義務の周知及び履行の徹底を図り、法人及び信託の透明性向上を通じてその悪用防止を図る。

（８）犯罪収益の剥奪及び財産回復

犯罪収益の剥奪及び財産回復は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実効性を確保する上で重要な優先課題である。この実効性を確保するため

には、犯罪収益の移転及び隠匿を防止するとともに、犯罪者から不正な利得を剝奪し、被害回復につなげることが重要である。犯罪収益の追跡、保全については関係省庁が連携して取り組むとともに、犯罪収益の剝奪及び財産回復については、法務省をはじめとする所管省庁において対応を進める。

また、迅速な口座凍結を通じて犯罪者グループによる被害金の出金を防ぐ体制を強化するため、警察と金融機関の情報連携協定の締結、暗号資産交換業者等への不正送金の防止要請、外国人名義口座の管理強化等の取組を進める。

さらに、税関、警察その他の関係機関による情報共有を含む連携を推進し、水際における監視・取締りの実効性向上を図り、金地金の密輸等の取締り及びキャッシュ・クーリエ等による犯罪収益の国外移転への対応に取り組む。

（９）官民連携の更なる強化

政府は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性向上に向け、金融機関、暗号資産交換業者、DNFBPs その他の民間事業者との官民連携を一層強化する。脅威情報、リスク情報及び手口に関する情報共有を強化するとともに、官民が有する知見及びデータを活用し、リスク分析及び対策の高度化を図る。

また、官民パートナーシップを通じて、新たな脅威及びリスクに関する共通認識を形成するとともに、疑わしい取引の検知能力及び対策の実効性の向上を図る。さらに、関係業界との継続的な対話及びアウトリーチを通じて相互理解を深め、変化するリスクに迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。民間事業者間での情報共有が進むよう後押しする。

（１０）国内外の情勢変化を踏まえた政策の不断の見直し

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融をめぐる国内外の情勢は絶えず変化しており、日本としても、国際社会と連携しながら、こうした変化に的確に対応していく必要がある。このため、基本方針についても、リスク評価及び行動計画等の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

2026 年４月に採択された FATF 大臣宣言では、世界全体のマネロン等対策の実効性向上に向け、

① クロスボーダー送金の透明性確保
② AI を含む金融のデジタル化への対応及び暗号資産分野に係る FATF 基準の迅速かつ効果的な実施
③ 詐欺、サイバー犯罪及び国際的組織犯罪等の新たな脅威への対応
④ 法人・信託の悪用防止及び財産回復の強化
⑤ 北朝鮮及びイランに係る国連安保理決議の履行を含むテロ資金供与・拡散金

融対策
が戦略的優先課題として示された。政府は、FATF の優先課題への対応を含めた国際的な議論及び FATF 基準策定の動向を踏まえ、必要な政策対応や制度整備、実施体制の強化を進める。そして、本基本方針及び行動計画の不断の見直しを行うことにより、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性向上を図る。

６．おわりに

日本を取り巻く情勢は絶えず変化しており、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を巡る脅威や国際的な要請も不断に進展している。こうした変化に的確に対応し、日本及び国際社会の安全と国際金融システムの健全性を守るためには、政府及び民間事業者がリスクを十分に理解し、リスクベース・アプローチに基づく実効的な対策を講じていくことが重要である。

政府は、政策会議の下、関係省庁、民間事業者及び国際社会と緊密に連携しつつ、国内外の情勢変化に的確に対応するとともに、基本方針及び行動計画に基づく取組を着実に推進することにより、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の実効性向上に取り組んでいく。

別紙：リスク評価に係る現状認識
附属文書（Appendix）：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2026 年 11 月 19 日公表）

別紙

リスク評価に係る現状認識

日本のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に係るリスク評価は、国内外の犯罪情勢、テロ情勢、経済・金融環境その他の関連する要素を踏まえて実施している。本別紙は、リスク評価に係る現状認識を整理したものである。

１．日本を取り巻く情勢

日本は、北東アジアに位置する島国であり、他国との往来や物流が行われる全国の海空港では、テロの未然防止や国際犯罪組織等による密輸防止等の観点から出入国管理や税関手続等を行っている。また、経済的環境としては、高度に発達した金融セクターを有しており、国内外で多様な金融取引や経済活動が活発に行われている。

犯罪情勢としては、刑法犯の認知件数の総数が戦後最少を記録した 2021 年以降増加傾向にある中、2025 年中の特殊詐欺の認知件数・被害額は過去最悪となっている。また、サイバー犯罪についても 2025 年にはインターネットバンキングに係る不正送金被害や、ランサムウェアによるサイバー攻撃の被害についても引き続き高い水準で推移している。

テロ情勢としては、国際社会においてはイスラム過激派等の活動が確認されており、サイバー空間における攻撃も世界的規模で発生していることを踏まえ、引き続き警戒が必要である。一方、国連安保理決議第 1267 号及びその後継決議に基づき同制裁委員会が指定した者、又は国連安保理決議第 1373 号に基づき日本が閣議了解によって資産凍結等の措置の対象に指定した者のうち、日本人や日本国内に居住している者は現時点で確認されていない。また、日本国内でこれら指定対象者によるテロ行為は確認されていない。

２．国内情勢

（１）マネー・ローンダリング事犯の主体

マネー・ローンダリングを行う主体は様々であるが、主なものとして匿名・流動型犯罪グループ、暴力団及び来日外国人犯罪グループが挙げられる。

匿名・流動型犯罪グループは、グループの各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている組織の中核部分は匿名化される一方、実行犯はＳＮＳ等でその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する。匿名・流動型犯罪グループは、獲得した犯罪収益の出所や移転経路を隠蔽し、捜査機関等からの追及を回避し

ており、新たな脅威として認識されている。

暴力団は、経済的利得を獲得するために反復継続して犯罪を行い、巧妙にマネー・ローンダリングを行っており、日本における大きな脅威となっている。なお、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物として、主に暴力団構成員、元暴力団構成員、暴走族 OB グループメンバーが確認されている。

来日外国人が関与する犯罪には、その犯罪グループが、当該グループメンバーの出身国に存在する別の犯罪グループの指示を受けて犯罪を行うなどの特徴がある。また、犯罪収益が法制度や取引システムの異なる他国に移転されることにより、その追跡が困難となる事例も確認されている。

（２）マネー・ローンダリング事犯の手口

近年、マネー・ローンダリング事犯の検挙件数は増加傾向で推移している。また、マネー・ローンダリングの前提犯罪としては、電子計算機の使用を含む詐欺が多くを占めており、その他、窃盗、出資法・貸金業法違反等がある。

手口としては、架空・他人名義口座（アカウントを含む。）が主要な犯罪インフラとなっており、当該口座に振り込ませた犯罪収益を現金化又は暗号資産に交換して追跡を困難にする事例が多い。この他、実体のない又は不透明な法人名義口座の悪用、なりすまし等によるクレジットカードの不正利用、特定事業者を介さない受渡し等の手口がある。

（３）危険度（取引形態、国・地域、顧客属性、各商品・サービス）

①　取引形態

非対面取引、現金取引及び外国との取引は、以下の観点から危険度が高い。

非対面取引は、対面取引に比べて、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。

現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。

外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて移転された資金の追跡が困難になる傾向がある。また、複雑な国際貿易取引を悪用した資金移転（TBML）は、マネー・ローンダリングの手法の一つとして国際的に認識されている。特に、適切なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策が執られていない国・地域との間で行う取引や多額の現金を原資とする外国送金取引等は危険度が高い。

②　国・地域

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が指摘しているように、日本は、東南アジア等に存在する詐欺拠点の一部がマネー・ローンダリング拠点として機能していると認識している。また、FATF 声明により、ブラックリストに掲載されている国・地域や、対抗措置が要請されている国・地域であるイラン、北朝鮮及びミャンマーとの関連を有する取引を危険度の高い取引と評価している。

なお、FATF は、北朝鮮を拡散金融上の最重要主体と位置づけている。

③　顧客属性

マネー・ローンダリングの観点からは、組織的な認定に基づき識別が可能な属性である暴力団との取引は危険度が高い。また、顧客管理が困難である者として、非居住者、外国の重要な公的地位を有する者及び法人が挙げられる。

非居住者との取引は、居住者との取引に比べて特定事業者による継続的な顧客管理の手段が制限され、匿名性も高まり資金の追跡が一層困難となる。特に、外国の重要な公的地位を有する者との取引は、特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認及び資産の性格・移動状況の把握が制限されやすく、マネー・ローンダリング等に悪用し得る地位や影響力を有する。こうしたことから、いずれも危険度が高い。

さらに、法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、特に実質的支配者が不透明な法人は、財産の実質的な権利関係を隠蔽しやすく、資金追跡を困難にすることから危険度が高い。

テロ資金供与の観点では、国際社会においては、ISIL や AQ 等のイスラム過激派等の活動が確認されており、これらはテロ資金供与リスクにおける主要な脅威として位置付けられる。

また、拡散金融の観点では、大量破壊兵器等の開発等を行うためのモノ・技術を日本から流出させる主体、さらには活動や資本関係等、実態が不透明な法人等のあらゆる手段を利用して拡散金融や大量破壊兵器の開発を行おうとする主体等が存在し、それらが日本にとって脅威となり得る。ペーパーカンパニーやフロントカンパニー、金融仲介者、銀行口座、第三国経由の積み替え等複数の仲介者を悪用し、真の顧客、資金の出所、目的地や目的を隠蔽することで、制裁回避を図るスキームも存在する。

④　各商品・サービスの危険度

商品・サービスの観点からは、預金取扱金融機関、暗号資産交換業者及び資金移動業者が取り扱う商品・サービスについては、他業態よりも相対的に危険度

が高い取引と評価している。また、DNFBPs のうち、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、法律・会計関係サービスについても一定の危険度を有する取引として評価している。主なものは以下のとおり。

＜各商品・サービスの危険度＞

金融機関等

④-1 預金取扱金融機関

預金取扱金融機関は、預貯金口座をはじめ、預金取引、為替取引、貸金庫、手形・小切手等様々な商品・サービスを提供している。これらの商品・サービスは、その特性上、マネー・ローンダリング等に悪用されやすく、日本の金融市場規模、取引量の大きさを踏まえると、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度が他の業態よりも相対的に高い。

④-2 暗号資産交換業者

暗号資産は、利用者の匿名性が高く、国境を越えた迅速な移転が可能であるほか、各国の規制に差異があることから、犯罪に悪用された場合の追跡が困難である。また、暗号資産取引を利用したマネー・ローンダリング等の事例も確認されている。さらに、暗号資産取引が世界的に拡大する中、規制やその実効性が十分でない国・地域も存在することから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他の業態よりも相対的に高い。

④-3 資金移動業者

資金移動業者は、迅速な資金移動が可能であり、法制度の異なる外国への送金にも利用されるほか、非対面での送金指示が可能であるといった特性を有する。これらの特性が悪用される場合、資金の流れの追跡が困難となることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態よりも相対的に高い。

DNFBPs（特定非金融業者及び職業専門家）

DNFBPs が取り扱う商品・サービスがマネー・ローンダリング等に悪用された事例は、預金取扱金融機関が提供する商品・サービスに比べて少ないものの、業態ごとに異なるリスク特性を有することから、それぞれの特性を踏まえたリスク管理が求められる。

④-4 宅地建物取引業者

不動産は、財産的価値が高く、多額の現金との交換が可能なほか、取引価格の操作等を通じて犯罪収益を移転することも可能であることから、マネー・ローン

ダリング等に悪用され得る。近年では、資産の保全や投資を目的として不動産が購入される場合も多く、国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態変換を目的として不動産取引を悪用する危険性がある。

④-5 宝石・貴金属等取扱事業者

宝石及び貴金属は、財産的価値が高く、運搬・換金が容易である一方、流通経路や所在の追跡が困難であることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。また、金地金は密輸等の犯罪にも利用されることがある。

④-6 法律・会計専門家

法律・会計専門家は、高度な専門的知識及び社会的信用を有し、不動産取引、法人の設立・運営又は財産管理等に関与することから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。

３．国際情勢

（１）国際的な組織犯罪及びマネー・ローンダリングに係る情勢

国境を越えた犯罪集団による詐欺や薬物取引等の組織犯罪は、国際金融システムの健全性に対する脅威となっている。近年、東南アジア等の国外に存在する詐欺拠点において、リクルーターとみられる者が、犯罪実行者を募集し、応募した者が渡航し、犯行に加担させられる事例も発生している。

こうした情勢を踏まえ、FATF は、国境を越えた詐欺や薬物取引等の重大な前提犯罪及び専門的な資金洗浄ネットワークの悪用を重要な脅威と位置付けている。

（２）国際テロ・テロ資金供与の情勢

ISIL・AQ といったイスラム過激派のプロパガンダに影響を受けたとみられる者によるテロ事件が各地で確認されていることなどから、国際テロ情勢は依然として厳しい状況にあるといえる。

また、近年は暗号資産や SNS 等を利用した資金調達手段の悪用も指摘されている。FATF は、国内でテロやテロ資金供与の事例がない場合であっても、それをもってテロ資金供与のリスクが低いと直ちに結論付けることはできない旨指摘している点にも留意が必要である。

（３）拡散金融に係る情勢

FATF は、大量破壊兵器の拡散及びこれに対する資金供与の防止等に関する国

連安保理決議を遵守するため、対象を特定した金融制裁の実施を各国に求めている。他方、そうした枠組みに基づき、日本を含む国際社会が協調して北朝鮮やイランに対して制裁措置を実施していても、これらの国や地域へ、大量破壊兵器等及び関連物資・技術等の移転が行われている。

北朝鮮による外貨収入の大半は、暗号資産窃取及びロシアへの武器販売が占め、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄していることや、北朝鮮 IT 労働者による外貨獲得の手口は一層巧妙化しており、その標的は世界規模に拡大していることが、各国の関係機関から指摘されている。

（４）マネロン・テロ資金供与・拡散金融をめぐる国際的な課題

①　新たな技術の普及（金融サービスの多様化、暗号資産、ステーブルコイン）

金融サービスのデジタル化や新たな技術の普及に伴い、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融をめぐるリスクも変化している。

FATF はクロスボーダー送金、暗号資産、ステーブルコイン、P2P 取引及び分散型金融（DeFi）への対応を優先課題として位置付けており、新たな技術に伴うリスク管理の重要性が高まっている。

②　法人・信託の悪用防止

法人及び信託は、複雑な出資・支配関係等を利用して犯罪収益の帰属先や取引当事者の隠蔽に悪用されるおそれがある。このため、実質的支配者情報の透明性、正確性及び利用可能性の確保が国際的な課題となっている。

FATF は、法人及び信託の悪用リスクへの対応を強化するため、実質的支配者に係る勧告を改訂しており、日本でも制度整備を進めている。

③　犯罪収益の没収及び財産回復

犯罪収益や犯罪者の資産を特定・追跡し、その凍結及び没収を経て被害者等に回復させること（いわゆる「財産回復」）はマネー・ローンダリング等対策の重要な課題である。

FATF は、2023 年の勧告改訂により、国内法の基本原則と整合する限りにおける有罪判決に基づかない没収を含め、財産回復を優先する政策及び実務枠組みの整備や、国際的な共助要請への取組強化を求めている。

④　官民連携の強化

マネー・ローンダリング等対策の実効性を高めるためには、官民連携を通じた双方向の情報共有により、リスク分析、疑わしい取引の特定及び対策の高度化を進めていくことが不可欠である。

FATF は官民パートナーシップ（Public-Private Partnership）の取組の実効性を評価し、情報共有及び官民連携の強化を優先課題の一つとして位置付けている。

以上